

ホームヘルパー人材確保対策（ホームヘルパー同行支援）事業費補助金 交付要綱

（通則）

第1条 ホームヘルパー人材確保対策（ホームヘルパー同行支援）事業費補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、ホームヘルパー人材の定着を図るため、ホームヘルパーのハラスメント被害防止、ハラスメント対策の機会創出のためにOJT等の取組を実施する事業所を支援することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「ホームヘルパー」とは、介護福祉士及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項で規定するその他政令で定める者をいう。

2 この要綱において「訪問系介護サービス」とは、次に掲げる事業所（以下、「訪問介護事業所等」という。）が提供する介護サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス及び法115条の45に規定する介護予防・日常生活総合事業をいう。）において、ホームヘルパーが利用者宅へ訪問し身体介護、生活援助を提供するものをいう。

一 法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業所

二 法第8条第15項に規定する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を行う事業所

三 法第8条第16項に規定する「夜間対応型訪問介護」を行う事業所

四 法第8条第19項に規定する「小規模多機能型居宅介護」を行う事業所

五 法第8条第23項に規定する「複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」を行う事業所

六 法第115条の45第1項第1号イに規定する「第一号訪問事業」を行う事業所

（補助対象）

第4条 この補助金は、訪問介護事業所等が訪問系介護サービスを提供する際、第2条に規定する取り組みを実施するため、他のホームヘルパーを同行させた場合（以下「同行訪問」という。）に交付対象とする。

なお、同行するホームヘルパーは、他方のホームヘルパーと同一事業所の者であるかは問わないものとする。

また、各年度において、交付決定の前に、既に実施済みのものであっても交付対象とする。

- 2 以下の場合については、交付対象外とする。
 - 一 介護サービスの提供時間が 20 分未満の場合
 - 二 法第 8 条第 11 項に規定する特定施設及び法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設に入居している者を訪問する場合
 - 三 介護報酬上、2 人のホームヘルパーが 1 人の利用者に対して指定訪問介護を提供し 100 分の 200 に相当する単位数の加算を算定したサービス提供の場合
- 3 第 3 条の訪問介護事業所等を行う者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 4 知事は、必要に応じてこの補助金の交付対象に該当するか事業所に対し報告を求めることができ、また調査を行うことができる。

（補助金額）

第 5 条 補助金の額は、1 回の同行訪問につき 2,500 円とする。ただし、1 事業所につき、補助対象となる同行訪問は各年度 20 回を上限とする。

（交付の条件）

- 第 6 条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- 一 補助対象事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。

補助対象事業に係る記録等の書類を備え、補助対象事業について証拠書類を整理し、かつ当該記録及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
 - 二 補助対象事業の遂行において第 4 条第 3 項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- 2 知事は、補助対象事業を行う者が交付決定に付された条件に違反した場合には、この交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を県に返還させることができる。
 - 3 この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、別記様式第1号による申請書および別紙1事業計画書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、別記様式第2号による変更承認申請書を知事が定める日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、別記様式第3号による実績報告書、別紙2による事業報告書、参考2による誓約書を翌年度4月10日までに、知事に提出することにより、実績の報告を行わなくてはならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条による実績報告を受けたときは、速やかにその内容の審査を行い、適正であると認められたときは、当該事業に係る補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条 特別の事情により、第7条から前条までに定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年4月1日から適用とする。

附 則

1 この要綱は、令和7年2月17日から施行し、令和6年4月1日から適用とする。